

平成 27 年 1 月より、高額療養費制度等が変わります

●医療にかかる自己負担には限度額があり、限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として共済組合から支給されます。

平成 27 年 1 月より、70 歳未満の高額療養費の自己負担限度額について、所得区分が現行の 3 段階から 5 段階に細分化されます。

▼改正前

所得区分	自己負担限度額
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円 + (医療費 － 500,000円) × 1% [多数該当:83,400円]
一般	80,100円 + (医療費－ 267,000円) × 1% [多数該当:44,400円]
低所得者(市町 村民税非課税等)	35,400円 [多数該当:24,600円]

▼平成27年1月以降

所得区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額
83万円以上	252,600円 + (医療費－ 842,000円) × 1% [多数該当:140,100円]
53万～79万円	167,400円 + (医療費－ 558,000円) × 1% [多数該当:93,000円]
28万～50万円	80,100円 + (医療費－ 267,000円) × 1% [多数該当:44,400円]
26万円以下	57,600円 [多数該当:44,400円]
低所得者(市町 村民税非課税等)	35,400円 [多数該当:24,600円]

※70 歳以上の限度額は変更ありません。

※直近 12 カ月の間に同一世帯で 3 カ月以上高額療養費に該当した場合、
4 カ月目から多数該当の額に引き下げされます。

●産科医療補償制度加入医療機関での分べんについては、
420, 000 円(現行と同じ)

上記以外での医療機関等での分べんについては、

改正前 390,000 円

改正後 404,000 円(平成 27 年 1 月 1 日施行)

* 産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したときの加算額

改正前 30,000 円

改正後 16,000 円(平成 27 年 1 月 1 日施行)